

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	決定区分				（根拠規定）条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等		
				総 枚 数	開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号			8 号	9 号
1	R8. 3. 16	R8. 3. 24	東京地方裁判所固定資産評価審査決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日 令和7年12月2日）。ただし、以下を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	17		1					1				1				（第7条第2号） 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 （第7条第6号） 税務調査等において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。